

平成20年9月29日
ソニー生命保険株式会社

診断書取得費用の一部当社負担について

ソニー生命保険株式会社（社長 於久田 太郎）は、保険金・給付金等のご請求に際し、当社所定の診断書をご提出いただいたにもかかわらずお支払の対象とならなかったお客さまに、診断書取得費用の一部をお支払いさせていただくお取扱いを下記のとおり開始いたします。

今後とも当社は、お客さまサービスのさらなる向上に努めてまいります。

記

1. お支払対象

当社所定の診断書で保険金・給付金をご請求いただいたにもかかわらず、お支払いの対象とならなかった場合。

2. お支払金額（診断書取得費用相当額）

不払いとなった診断書、一通あたり 5,250 円をお支払いいたします。

当社所定の診断書（原本）及び、当社所定の診断書に類似し各項目を網羅した病院発行の診断書（原本）以外につきましては、お支払いの対象外となります。

3. 取扱開始日

平成20年10月1日以降、保険金・給付金等のご請求の結果がお支払い等に該当しないと判断された診断書よりお支払いさせていただきます。

以上